

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
規制の名称	士業等、法人役員等の資格要件又は営業許可等の要件
規制の区分	改正（緩和）
担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局、職業安定局
評価実施時期	平成30年3月
規制の目的、内容及び必要性	認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、今後も成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。 しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者の増加数と比較して著しく少ない状況が続いている。
直接的な費用の把握	【遵守費用】 申請者が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって必要となる能力の有無を判断するために、医師の診断書等を提出する可能性があるが、診断書等の費用については病院、地域等によっても差があり、算出するのは困難である。 【行政費用】 届出規定の新設に伴い、当該届出に対して行う行政側の事務処理に係る費用の増加が見込まれるが、新たに発生する届出規定の件数は推測できないため費用を算出するのは困難である。
直接的な効果（便益）の把握	当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響はないものと考えている。
費用と効果（便益）の把握	今回の改正においては、特段遵守費用及び行政費用が発生する可能性は排除できないものの、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、改正により得られる効果は非常に大きいものと考えられる。

<p>代替案との比較</p>	<p>今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の 人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等 を行うものである。 そのため、上述のとおり、欠格事由を削除し、また、必要に応じ、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質 的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設することが最適な手段と考えら れ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定していない。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がな された(平成29年12月1日)。</p> <p>・成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて (議論の整理) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見 人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられ ている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。</p> <p>また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年3月24日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けら れている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を 踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。</p> <p>成年後見制度利用促進委員会(以下「促進委員会」という。)では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直し について、平成29年9月11日、9月27日、12月1日の3回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまと めた。</p> <p>内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係 審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進める べきである。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>今回の改正の施行状況や必要性等を踏まえて評価を行う。</p>